

2021年7月12日

原告団の見解 ～NHK 経営委員会の議事録全面開示を受けて～

NHK 文書開示等請求訴訟原告団

私たちは、本年4月7日に NHK 会長に対して開示を請求した NHK 経営委員会の議事録につき、7月9日に3点の議事録の開示を受けた。それらを精査したところ、黒塗り等の箇所はなく、「全面開示」と言えるものだった。

(1) これは、議事録開示を渋る経営委員会に対し、2度にわたって条理を尽くした警告を添えて、全面開示すべきとの答申を提出された「NHK 情報公開・個人情報保護審議委員会」の高い見識、この問題を粘り強く取材し報道を続けられたメディアの努力、そして、開示を求める提訴に踏み切った私たちの行動が相まって得られた成果と言える。

(2) ただし、開示された3点の文書の標題はいずれも「経営委員会議事録」ではなく、「経営委員会（委員のみの会）」と記され、これに添えられた「別紙」には、開示する文書は「経営委員会での確認を経ていないものです」との断り書きがある。実に不可解な一文である。これでは、開示された3点の文書は放送法第41条で公表を義務付けられた経営委員会議事録とみなせるのかという疑念を抱かざるを得ない。私たちは裁判の過程でこうした疑問点を徹底的に質していく。

(3) 開示された議事録を読むと、経営委員という立場上、番組の中身に立ち入らない発言であると何度も断る一方で、その実、次にみられるように、番組の取材・内容に露骨に干渉する発言が随所でなされている。

- ① 「番組の取材も含めて、極めて稚拙」、「取材はほとんどしてない」「要するに、僕は今回、極めてつくり方に問題がある。・・・インターネットの上だけで番組を作っていることが問題だ」（以上、森下俊三経営委員長代行〔当時〕）。
- ② 「こういう問題をきちんと論ずるにあたっては、どうしても番組内容に踏み込まざるを得ない」（長谷川三千子委員）
- ③ 「やっぱり彼らの本来の不満は内容にあって、内容については突けないから、その手続論の小さな瑕疵のことで攻めてきているんだけど。」（村田晃嗣委員）

最後の村田委員の発言は、日本郵政の抗議の本音を経営委員会も十分、知りながら、表向きは日本郵政の抗議と平仄を合わせる形で、NHK 執行部のガバナンスを糾すという体裁を取り繕い、実際は、「クローズアップ現代+」（2018年4月24日放送）の番組制作のあり方に執拗に干渉し、攻撃したものだということを、図らずも吐露したものである。

(4) 以上から、当該「クローズアップ現代+」をめぐる経営委員が交わした議論は、一部の委員の発言を除いて、個別の番組編集への経営委員の関与を禁じた放送法第 32 条に違反する「疑い」があるといった類のものではなく、明確に「違反する」ものだったことは明らかである。

しかも、経営委員が上田良一会長（当時）へ嚴重注意をした会合を挟む 3 回の会合で、続編中止をダメ押しするかのような発言を繰り返す間に、かんぽ生命保険の不正販売の被害が広がった。このような事実を照らして、かんぽ生命保険の不正販売に警鐘を鳴らす続編にブレーキをかける干渉発言を繰り返した経営委員は「公共の福祉に関し公正な判断をすることができる」（放送法第 31 条）という経営委員の資格要件を欠き、社会的責任も免れない。

(5) 今回の議事録開示は、私たちの全面開示の請求にかなったものであるが、なお、前記(2)で指摘した疑念が残っている。しかも、請求の対象となった会合が開かれてから約 2 年 7 ヶ月後の開示であり、森下経営委員長が、議事録を「遅滞なく作成し、公表する」ことを義務付けた放送法第 41 条に違反する状態を長期に改めなかった責任を免れるものではない。

ところが、経営委員会はこの期に及んでもなお、「非公表を前提としたやりとりが、経営委員会の預かり知らぬところで、マスコミに報じられたのは大変遺憾であり」、「今後、ガバナンスの基本である情報管理の徹底に向けて、更なる機密保持の強化を検討してまいります」などと、居直りの態度をとり続けている。このままでは、今後も、「委員が非公表を前提に議論したのだから」という理由を挙げて、議事録の非公開が繰り返される恐れがあるだけでなく、議事が正確に記録に残されない危惧さえ感じる。

これほどまで、遵法意識が欠落した人物を経営委員長にとどめることは、NHK のコンプライアンスにとっても、番組編集の自主・自律にとっても、重大な脅威である。

今後、私たちは、さまざまな方法を尽して、引き続き、森下経営委員長の経営委員辞任・罷免を求める運動に取り組む決意である。

(6) 森下氏が放送法遵守義務違反、「経営委員会委員の服務に関する準則」遵守義務違反を続けていた渦中で、同氏を経営委員に再任する人事案を国会に提出した菅義偉内閣総理大臣、あるいは同様の法令・準則遵守義務に違反する発言を繰り返してきた一部経営委員を、縁故人事同然に経営委員に任命した安倍晋三前首相の責任も厳しく問われなければならない。また、これら経営委員の任命に同意した政党・会派の責任も問われて当然である。

さらに、今もって、森下俊三氏を「(経営委員) 就任以降、識見を生かし、リーダーシップを発揮してもらった」などと持ち上げる武田良太総務相の発言は、放送を所管する大臣としての適格性と見識に著しく欠けている。

当面、私たちは、近く開かれる予定の衆議院総務委員会・理事懇談会の場で、森下俊三氏の経営委員としての適格性、菅総理大臣・安倍前総理大臣の任命責任、武田総務相の前記発言の責任が厳正に審議されるよう、この見解を添えて申し入れる。

以上